

水沢地区振興会規約

(名 称)

第1条 本会は、水沢地区振興会と称し、事務局を水沢公民館に置く。

(目 的)

第2条 本会は、水沢地区の振興に寄与する諸施策を策定し、その推進と実施にあたる。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業建設（農林水産・建設・商工・観光）事業の振興に関すること。
- (2) 厚生環境（福祉・福利）事業の振興に関すること。
- (3) 総務文教（教育・文化・防災・交通・広報）事業に関すること。
- (4) 各種事業の要望、請願、陳情、計画に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと。

(会員及び代議員)

第4条 本会は、水沢地区の全世帯員を会員とし、集落の長が代議員としてその任にあたる。

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監 事 2名
- (5) 代議員 各集落総代 (25集落)

(役員を選出)

第6条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 地域代表10名を選考委員とし会長・副会長を選任し、総会の承認を得る。
- (2) 副会長は第1地域、第2地域、第3地域より、各1名選任する。
- (3) 常任委員は、地域代表10名、水沢商工会代表3名、農業委員代表1名、農業関係代表1名、地区小中学校長代表1名、公民館代表1名、保育園関係代表1名、福祉施設関係代表1名、地区福社会代表1名、地区消防防災関係代表1名、地区交通防犯関係代表1名、地区体育協会代表1名、高齢者代表1名、各種団体及び女性から3名以内を選出し、総会の承認を得る。

地域代表

- 第1地域 3名（水沢、馬場、珠川、市ノ沢、中在家、大石、当間）
- 第2地域 4名（太田島、土市、新宮、幸町、姿、安養寺、細尾、南雲）
- 第3地域 3名（伊達、大黒沢、大黒沢東、小黒沢、天池、池ノ尻、漆島、野中、池沢、鍬柄沢）

- (3) 監事2名は、総会において選出する。
- (4) 事務局(会計)は会長が指名する。

(役員の任期)

第7条 本会の役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。(集落総代は1年とする。)
- (2) 他の職名を有している役員については、その任期中とする。
- (3) 役員に欠員を生じたときは補欠を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。
- (4) 役員はその任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。
- (5) 任期の変動は総会で決める。
- (6) 正副会長は原則として満75歳に達した場合は再任しない。

(役員の任務)

第8条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
副会長は産業建設、厚生環境、総務文教委員会の代表を務める。
- (3) 常任委員は、総会に提出する事項及び会務の緊急かつ重要な事項を審議する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査し総会で報告する。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は若干名とし、歴代会長、有識者を常任委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会長の諮問に応じる。

(会議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、常任委員、代議員、市議会議員をもって行う。
- (2) 幹事会は会長、副会長、地域代表常任委員、女性代表常任委員、市議会議員、事務局で構成する。
- (3) 常任委員会は、第6条(3)の委員で構成する。
- (4) 会議は必要な都度会長が召集し、議長は会長がその任にあたる。ただし、総会議長は常任委員の中から選出する。

(部会及び特別委員会)

第11条 本会は第3条の事業を推進するため、専門委員を常任委員会(産業建設、厚生環境、総務文教)に委嘱し、委員会及び特別委員会を構成し、事業について審議する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金、市からの交付金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃等)

第14条 本会則の改正は、常任委員会の承認を得て総会の議決を得る。
本会則の定めその他は、必要に応じて会長が別に定める。

(附 則)

1. 本会の発足は、昭和37年7月1日とする。
2. この改正規約は、昭和58年7月4日から施行する。
3. この改正規約は、昭和59年4月5日から施行する。
4. この改正規約は、昭和63年4月9日から施行する。
5. この改正規約は、平成9年4月21日一部改正する。
6. この改正規約は、平成18年5月16日一部改正する。
7. この改正規約は、平成24年4月27日一部改正する。
8. この改正規約は、平成25年5月9日一部改正する。
9. この改正規約は、平成26年4月24日一部改正する。
10. この改正規約は、令和3年5月19日一部改正する。
11. この改正規約は、令和5年5月28日から施行する。